

**日本科学者会議
福岡支部ニュース
No. 295
2025年12月22日発行**

●日本科学者会議事務局

〒113-0023 東京都文京区向丘 1-1-17 タカサキヤビル 5F
Tel: 03-5615-9032 Fax: 03-5844-6513

●福岡支部事務局

〒813-0021 福岡市東区みどりが丘 3-11-5
小早川義尚 気付け
<E-mail> fukuoka@jsa-fukuoka.sakura.ne.jp
<郵便振替> 福岡 01790-1-5576
<支部HP> <http://jsa-fukuoka.sakura.ne.jp/>

目 次

ページ

1 日本科学者会議 JSA 創立 60 周年記念シンポジウムのお知らせ 「避戦と人権安全保障—戦争を回避するための方策を問う—」	1
2 JSA 福岡支部 Web サイト更新のお知らせ	3
3 福岡核問題研究会 2025 年 10 月例会の報告 「原爆投下及び被曝問題の法律学における扱かわれ方について—無視と忘却—」	4
4 福岡核問題研究会 2025 年 11 月例会の報告 「泊原発の設置変更許可の取消しを求める審査請求 & その背景について」	5
5 AI 問題研究会例会(第 2 回)の報告 「生成 AI は何を生成しているか」	7
6 『日本の科学者』読書会 11 月例会の報告 「11 月特集：洋上風力発電の課題」	8
7 『日本の科学者』読書会 12 月例会の報告 「12 月特集：主権者を育てる」	8
8 『日本の科学者』の電子化に関するアンケート結果の報告	11

1. 日本科学者会議創立 60 周年記念シンポジウムのお知らせ

日本科学者会議創立 60 周年記念シンポジウム 「避戦と人権安全保障—戦争を回避するための方策を問う—」 が、2026 年 2 月 22 日(日)に、対面とオンラインのハイブリッドで開催されます。会員の皆様、どうぞご参加ください。全国事務局発行の案内ポスターを添付します。

未来世代に なにをつないでいくのか

日本科学者会議 創立60周年記念シンポジウム

(ハイブリッド開催)

テーマ 避戦と人権安全保障
-戦争を回避するための方策を問う-

日 時 2026年2月22日(日)13:30-17:00

場 所 中央大学茗荷谷キャンパス B1C16教室
(東京メトロ茗荷谷駅[出口2]徒歩1分)

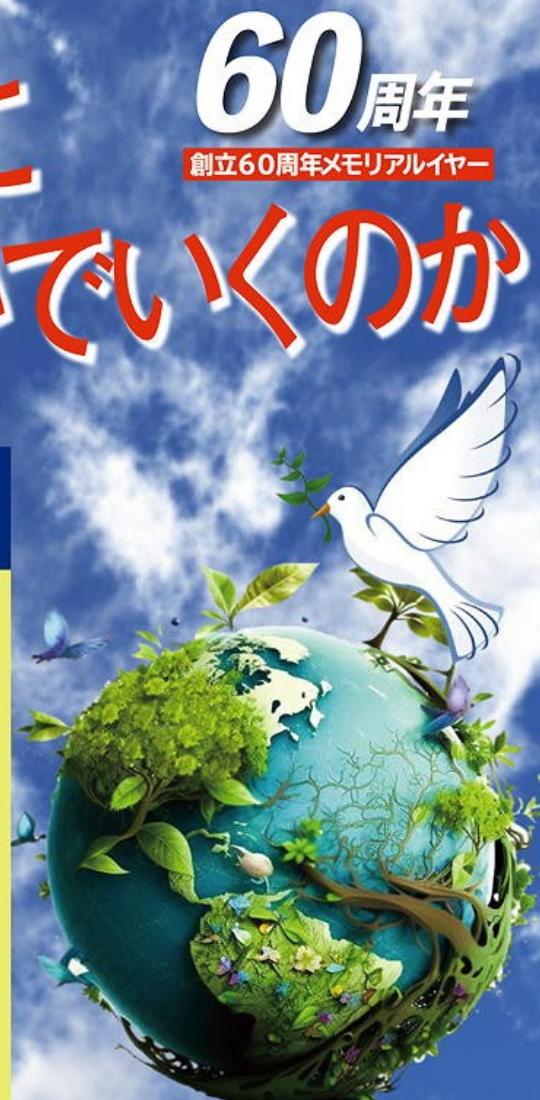
講師と講演タイトル

山極 寿一 総合地球環境学研究所長
「暴力の由来とその解決策について」

加藤 陽子 東京大学教授
「近代日本の歩みの中に戦争を位置づける」

志田 陽子 武蔵野美術大学教授
「『安全保障』の氾濫と人間の生存保障
—日本の地経学的課題と平和的生存」

参加費 無 料



Peace Diversity the Earth

申し込み方法

対面参加の場合、事前申し込みは必要ありません。
直接会場にお越しください。

オンライン参加の場合、事前申し込み制
(2月20日までにお申し込みください)

申し込みフォーム:
<https://forms.gle/bR6VbbehMj6bjSqP8>



日本科学者会議 <https://jsa.gr.jp/>
JSAへの入会や『日本の科学者』定期購読のお申し込みは、お近くの会員かホームページ<https://jsa.gr.jp/>をご覧ください。



2. 福岡支部 Web サイト更新のお知らせ

福岡支部 Web サイト担当の変更に伴い、新しい Web サイトを制作しました。アクセス URL は [https://jsa-fukuoka.sakura.ne.jp/] です。旧サイトへは新しいサイトのリンクページからアクセス可能です。以前の情報が必要な場合は、旧サイトをご利用ください。

新しく「お問い合わせ」のページを加えました。問い合わせメールは支部幹事会のメンバーに送信されます。Web サイトでお気付きになった点、不明な点、ご要望等ありましたらこちらからお知らせください。Web サイトへの掲載依頼も上記の問い合わせページ、もしくは [fukuoka@jsa.fukuoka.sakura.ne.jp]、幹事宛のメールでお知らせください。

なお、添付しました新しい Web のデザインは、アクセスするパソコンの画面サイズ、およびスマートフォン等によって変わりますのでご注意ください。

(支部幹事：中野)

The screenshot shows the homepage of the Japanese Scientists Association Fukuoka Branch (JSA Fukuoka). The header is blue with the text "日本科学者会議福岡支部_JSA Fukuoka". The navigation menu includes "HOME", "イベントの案内", "支部活動", "リンク", and "お問い合わせ". Below the menu is a large image of a landscape with mountains and a river. A caption below the image reads "(福岡県うきは市筑後川河畔、遠景は耳納山地)". To the right of the image is a sidebar titled "新着情報" (New Information) containing several news items with dates and links. At the bottom of the page is a footer with the text "日本科学者会議福岡支部_JSA Fukuoka" and "Copyright © 2015-2025 日本科学者会議福岡支部_JSA Fukuoka All Rights Reserved."

The screenshot displays the homepage of the Japanese Scientists Association Fukuoka Branch (JSA Fukuoka). The header features the title "日本科学者会議福岡支部_JSA Fukuoka". Below the header is a navigation bar with links to "HOME", "イベントの案内", "支部活動", "リンク", and "お問い合わせ". A search bar is also present. The main content area on the left is titled "リンク" (Links) and lists several external links, including "日本科学者会議", "日本科学者会議 福岡支部 (旧サイト)", "日本科学者会議 福岡支部 (旧サイト2)", "第20回総合学術研究集会 (2014・福岡)", and "原水爆禁止2019年世界大会・科学者集会 (2019・福岡)". On the right side, there is a "新着情報" (New Information) section displaying five recent news items with dates ranging from December 2025 to November 2025, each with a link to the full article.

3. 福岡核問題研究会 10月例会の報告

日時：10月 25 日（土）10：00～（オンライン形式）

報告者：伊佐智子（久留米大学）

題名：「原爆投下及び被曝問題の法律学における扱かわれ方について—無視と忘却—」

報告の主旨

本報告では、NHK 連続テレビ小説「虎に翼」のなかで原爆裁判が取り上げられたことをきっかけに、報告者自身も初めてその存在を知った。そして、原爆裁判や被爆者の法的扱いについて、法律学では長らく無視・忘却されてきた現実があり、なぜそうなっているのか、その原因を筆者なりに探求したものである。

1. 法律学における原爆裁判の忘却

Cinii（国立情報学研究所）論文検索サイト論文検索（2000～2025年）において「原爆裁判、法律」を入力し、ヒット数を見た。すると、関連論文は少なく、行政資料や被爆者団体の記録や出版物が中心であった。筆者自身、長年、法学部関連の研究会や学会への参加に鑑みて、原爆被害や被爆者補償に関する法的研究は非常に限られていると言わざるを得ない。

2. 建前の日本国憲法の検閲禁止と、本質のGHQによるプレスコード

さらに、占領期のプレスコードにより、原爆被害の報道や写真掲載が厳しく制限された。CCD（民間検閲局）による徹底した検閲で、原爆の実態が国民に知られにくくなり、被爆者差別の一因となった。

その一つの例が、「原爆の図」巡回展への弾圧である。丸木位里・丸木俊夫妻による「原爆の図」展は、国内外で開催されたが、GHQやCIE（民間情報教育局）の圧力により、展覧会の開催中止や妨害、関係者の逮捕など、表現の自由が制限された実例が多数あった。

3. 原爆裁判

原爆裁判については、被爆者5名により1955年に東京と大阪で提訴された。原告は、サンフランシスコ講和条約締結により、国が被爆者の損害賠償請求権を一方的に放棄したことに対する憲法29条（財産権の保障）及び国家賠償法に基づく補償を求めた。

1963年、東京と大阪の訴訟を統合し、東京地裁で判決が出された。判決では、原爆投下は国際法違反と認定しつつも、被爆者個人には国際法上の請求権がないとしたが、司法以外の、立法・行政による補償制度の必要性が強調され、後の「原爆被爆者援護法」（1995年）制定につながった。

4. 第五福竜丸事件とその後

1954年の米国による「プラボ一水爆実験」で被曝した漁船員たちの被害は、第五福竜丸事件だけを大々的に取り上げ、同様の被害が他にも多数あったにもかかわらず、長年黙殺されてきた。2016年以降、元船員らが国家賠償を求めて提訴し、高松高裁は被曝を認めたが、国の責任は否定している。

今後は、法学の分野でも原爆と被曝者の問題を正面から捉え、歴史的・法的責任を問いかける必要がある。

（報告者：伊佐智子）

4. 福岡核問題研究会 2025年11月例会の報告

日時：2025年11月22日(土)10:00～

講演者：北岡逸人(きたおかはやと、非会員、元新潟県柏崎市市会議員)

講演題目：「泊原発の設置変更許可の取消しを求める審査請求&その背景について」

この講演は、「北海道電力の泊原発3号機の設置変更許可」の取消しを求める審査請求と、その背景にある技術的・本質的な問題について説明したものである。

1. 審査請求の目的と背景

- ・2025年10月末、国の原発審査に重大な問題があるため泊原発3号機の設置変更許可の取消しを求める審査請求を、原子力規制委員会に対して郵送で実施した※。
- ・重大な問題とは水蒸気爆発対策の放棄で、この問題は全国の加圧水型原発(PWR)に共通する。

2. 水蒸気爆発の危険性

- ・PWR の水素爆発対策が水蒸気爆発を招く恐れが高く、その際、毒性のある微粒子（プルトニウムなど）により福島原発事故を超える被害が生じる可能性がある。
- ・事故時に原子炉の下に大量の水を貯める水素爆発対策で、溶け落ちた核燃料などが床コンクリートと反応して水素が発生するのを防止できたとしても、不可避的に高温液体（溶融物）と水が接触して水蒸気爆発（体積膨張）する可能性がある。
- ・その際、核燃料など溶融物は微粉化して、格納容器は破壊される恐れがある。

3. 規制委員会の水蒸気爆発対策の問題

- ・規制委員会は「水蒸気爆発の可能性は極めて低い」と水蒸気爆発対策を不要と判断したが、爆発の確率と対策を不要とする爆発確率の基準を数値で明示していない。
- ・水だけでホウ酸水を使った水蒸気爆発の実験がないにもかかわらず、水もホウ酸水も変わらないと判断した規制委員会の見解は、ホウ酸水を使った海外の実験結果（下図参照、水よりホウ酸水は爆発が強くなった）により見直しが必要である。

※事故時に貯める水は核物質の再臨界防止のためにホウ酸水が使用される。

「異なる溶液中における蒸気爆発のピーク圧力と急冷深度との関係」

蒸留水と比較すると、化学溶液中での蒸気爆発は主に 28mm から 40mm の狭い深さ範囲で発生し、はるかに高いピーク圧力を生じる。これは化学溶液中ではより高エネルギーな蒸気爆発が発生する可能性を示唆している。※左図は以下論文より、縦軸がピーク圧力、横軸が急冷深度、DI は脱イオン水、H₃BO₃ はホウ酸水

An experimental study on the effect of chemical additives in coolant on steam explosion <https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0017931023009638>

4. 泊原発の現状

- ・泊原発 3 号機は 2009 年から営業運転開始したが 2012 年から 13 年以上停止中。
- ・2025 年 7 月に設置変更許可を取得し、再稼働に向けた準備が進められている。

5. 行政不服審査制度の活用

- ・行政不服審査法に基づく審査請求（行政処分などに対する異議申立て）は審査請求書を提出・送付すれば無料で行え、裁判と違い違法性だけでなく不当性も問える。
- ・審査請求が認められれば、泊原発の設置変更許可が取り消されて再稼働できない。

6. 原発事故の危険性：放射性物質と化学毒の複合的影響による健康被害

- ・原発事故の危険性とは大量の危険物が遠方まで拡散・汚染する可能性であり、原発にある危険物とは原子炉などにある大量の核燃料と核分裂生成物である。
- ・これらの危険物が核燃料棒に閉じ込められていれば危険性は低いので、そもそも、核燃料が溶ける事故が起きうる危険性の高い原発を国は許可してはならない。
- ・なお、原発事故では放射線だけでなく、放出されたテルルなどの化学毒による複合的影響で、被曝だけでは説明し難い多様な健康被害が発生した可能性が高い（広島・長崎の原爆やビキニ水爆実験などの健康被害も化学毒の影響が考えられる）。

※審査請求書は原子力規制委員会の以下リンク参照

「審査請求人から北海道電力（株）泊発電所 3 号炉の発電用原子炉設置変更許可に対する審査請求を受理」 <https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100014065>

(核問題研究会世話人 岡本良治)

5. AI 問題研究会例会（第2回）(11/22)の報告

AI 問題研究会の第2回例会が 11月 22 日にオンライン形式で開かれた。参加者数は、本研究会に初参加の方も含めて、5名。例会では、生成AIとどう立ち向かうか、の真剣な議論が交わされた。（以下、報告者自身によるまとめである）

<AI 問題研究会の例会（第2回）>

日時：2025年11月22日（土）14:00-16:00 ／Microsoft Teamsによるオンライン会議

内容 (1)問題提起：「生成AIは何を生成しているか」（報告者 西垣敏）

(2)問題と課題についての討論

生成AIはその開発がいま激しく競われている技術である。これを利用する側から見て、AIを構成する個々のアルゴリズムに分からぬ所が多いし、アルゴリズムの動く根拠となる数理にも不案内である。そこで、今回の研究会は、「生成AIは何を生成しているか」の問い合わせ意識した上で、学習を重視することになった。

研究会の前半では、西垣が、生成AIの構造と動作について基礎的事項の概説を試みた。参考図書は①『大規模言語モデルは新たな知能か』岡野原大輔著、②『拡散モデル データ生成技術の数理』岡野原大輔著、③『生成AIのしくみ 〈流れ〉が画像・音声・動画をつくる』岡野原大輔著の3著で、その内③を利用した。

先ず生成系AIの構造理解への入り口として、以下の諸項目を説明した。○ニューラルネットワーク、機械学習、予測マシン／○観測データ、多次元空間のベクトル／○記憶の仕組み、エネルギーベースモデル／○多様体仮説、潜在空間／○生成問題の困難性／○大規模言語モデルLLM、条件付きデータ生成

これらAI動作の基礎事項を把握した後、今一番流行と言われる「拡散モデル」の概説を試みたが、最先端の技術である「確率フローマッチング」は紹介できなかった。生成AIは何を「生成」するか、の問には、有限個の観測データの学習により目標データ分布を予測し、そこから統計的手法でデータをサンプリングすること、の困難性と方策の指摘に留まった。

研究会の後半は、自由討論として、生成AIの仕組みに関する質問やAI利用面からの疑問などを出し合った。以下にそれらの一部を書き留める。

- ・画像生成の場合で、ノイズ付与過程（拡散過程）はよしとして、ノイズを除いていく過程（逆拡散過程）の説明に理解できない部分が残った。
- ・新聞報道によれば、パリ警察庁は、Xの「グロック」が第2次世界大戦中のナチスによるホロコーストを否定し虚偽の情報を流した、として調査対象に加えた。これはグロックが事前学習で吸収している情報に強い偏りのあった証拠ではなかろうか。
- ・生成AIの仕組みの説明について、難しくて多くの部分を理解できなかった。
- ・大学のFD研修の場に出席してみたら、いまAIの問題点とか危険性等を考える段階では全くなくて、生成AIを教育実践の中に如何に取り込むかが既に最大関心事となっている。現場では、とにかく「タイパ」のために、AIを受け入れる傾向にある。
- ・AIの軍事応用を目指した開発も進んでいる。AIの参加で、戦争の形態も変わってこよう。ドローン開発などを見ると、戦争への民間参加に対するバリアーが下がるだろう。

- ・われわれが日常使う言葉は、そんなにうまく「意味空間」のような多次元空間中のベクトル演算と類似した形で取り扱い得るものだろうか。
(その他の意見は省略した。)

(報告者 西垣敏)

6. 『日本の科学者』読書会 11月例会（11/10）の報告

JSA福岡支部『日本の科学者』11月の読書会は、11月10日14時からオンラインで開催されました。参加者は4名でした。特集「洋上風力発電の課題」の最初の3論文（草島、田鎖、浦）の概要を3名の会員が紹介して風力発電について討論をしました。

草島論文「洋上風力発電の持続可能な開発とは」では洋上風力発電の抱える課題がコンパクトにまとめられ、続く田鎖論文「風車騒音による住民への健康影響に関する考察」では騒音の問題が、浦論文「洋上風力発電が鳥類に与える影響とその回避軽減策としてのセンシティビティマップの活用」では野鳥や野生生物に与える影響の問題とそれへの対策の提言が紹介され、どちらも洋上風力発電施設が住民や野生生物に与える環境影響について予防原則的な取り組みが必要なことが分かり易くまとめられていました。

一方で、脱炭素・脱原発の電力供給を進めるために、日本での再生可能エネルギーの開発・普及が急がれます。そうした中で、日本では再生可能エネルギーとして重要な風力発電の開発が諸外国に比べて遅れている状況があります。それに対して経産省の資源エネルギー庁がどのような取り組みを進めようとしているのか、また日本における再生可能エネルギーの開発において環境影響への配慮も含めた風力発電はどれくらいの比重を持ちうるのか等の日本における風力発電開発全体的に理解した上で、その計画と実際の開発における問題点を考える必要があります。11月号では、特集を補完する橋高、長谷、風間、景山、脇田各氏の報告も合わせて様々な課題については詳しく分かるようになっています。しかし、日本における風力発電開発の必要性や全体の進捗状況・計画等についての概略などを説明する論文があれば、「洋上風力発電の課題」をより深く理解できたのではないかとも思いました。

(報告者：小早川義尚)

7. 『日本の科学者』読書会 12月例会の報告

JSA福岡支部の『日本の科学者』12月の読書会は、定例の第2月曜日12月8日(月)14時からオンラインで開催されました。参加者は今回も前回と同じメンバー4名でした。特集「主権者を育てる」の最初の3論文（大倉、大津、林）の概要を3名の会員が紹介して主権者教育について諸外国の実情と日本の状況を比較しながら意見を出し合いました。3論文の紹介の概要は以下の通りです。

大倉論文「主権者教育の小さな試み」では、著者が教えている専門学校の学生に辺野古ゲート前デモへの共感が弱いのは憲法理解不足が原因と考え、担当授業の余剰時間を使って

憲法ミニ授業を実施し、それが市民デモ理解や主権者意識の向上に一定の効果が見られたと報告しています。

ミニ授業は、受講生に「日本国憲法の3原則について覚えていますか?」、「憲法は誰に向かられた法律でしょう?例えば刑法は国から国民に向けられた法律です。それでは憲法は誰に向かられた法律ですか?」、「私たちは何もしなくとも良いのですか?あるいは、何をしなければならないのでしょうか?」という3つの質問に応えてもらい、その結果に基づいて憲法について説明をするという形式で行ったことが具体的に紹介されています。

ニーメラーの言葉「ナチスが最初共産主義者を攻撃した時、私は声をあげなかつた。・・・・そして、彼らが私を攻撃してきたとき私のために声をあげる者は誰一人残っていなかった。」の紹介なども含めて「まずは、憲法に関心を持ちましょう。そして国の権力が憲法違反をしていることに気付いたら声をあげましょう。声をあげる人を応援しましょう。それぞれの場所で出来ることをやりましょう。これが不断の努力だと思います。」とミニ授業のまとめとしたそうです。ミニ授業に対する受講生の感想として「立憲主義を初めて理解した」、「ニーメラー牧師の言葉が印象に残った」、「声をあげることが大切だと思った」などが紹介されています。

著者のまとめとして「憲法知識不足による権力への無批判な支持への危機感から、ミニ授業を開始したが、市民デモの憲法上の根拠や主権者の活動範囲、有権者と主権者の違いを教える必要がある。」との意見が述べられています。

読書会での論文紹介者は、「元医学部の教師がわずか15分の空き時間を利用してこのような試みをしているのは、頼もしい限り。基地に囲まれた琉球大学の先生だからか。もっと全国のあちらこちらでこのような試みがされると良いと思う。学生がデモに参加していたという話は後日談としてないのだろうか?」との感想を待たれたようです。

大津論文「フランスにおける主権者(市民)教育」で著者は、フランスの義務教育では、知識の伝達に加え、共和国の価値を共有する市民教育が重視されていることを強調しています。その中で共和国の価値に基づいた教科としての EMC (Enseignement moral et civique 道徳と市民性の教育) と学級・学校運営における整備された生徒参加の制度によって一貫した市民性教育が行われていることが詳しく紹介されています。また、2020年(パリ協定で決定された協定内容の実施期間の始まり年)以降は、EMCに「環境教育」が追加され、各クラスから環境代表が選出されて環境問題に関するプロジェクトを主導し、情報を共有し、活動を評価する役割を担うようになっています。

幼稚園から高校まで、市民教育を通して共和国の価値を理解し、自分の判断で行動できる市民を育成するために、小学校1年生から高校まで学年を追ってどのような内容を身につけるかが合理的に細部について定められていることが示されています。また、他教科をも含めて学校教育全体で市民性の育成が目指されていることも、具体的に紹介されています。フランス語の時間は「自分の言いたいことが言える、人の言うことがきけること」、数学の時間は「論理的に考えることができること」、理科の時間は「環境保護に関すること」、歴史地理の時間は「世界の文化を理解すること」といったように市民性を学ぶという目的に各教科の学習も寄与するものと位置づけられているようです。

学級・学校運営における生徒参加の仕組みとして、生徒の学習状況や学校運営について、学級評議会、学校管理評議会、中学校・高校生活評議会で議論されるが、生徒代表はこれらの

評議会に参加し、予算や校則、学校行事などについて校長・教師・保護者・地域代表と同じ比重（各代表1人1票）で決定権を持つことが紹介されています。また、高校生段階ではアソシエーションとして「高校生の家」を組織し、クラブ活動やイベントの運営資金を生徒だけで管理運営するそうです。

最後に、フランスの学校では、民主主義を道徳・市民教育で実生活に結びつけ、生徒参加制度を通じて実践的に学んでおり、選挙で選ばれた代表生徒は意見表明、非代表生徒も意見集約を通じて学校参加意識を育み、将来的な民主主義への参加につなげているとまとめられています。

林論文「子ども時代から民主主義を実感するドイツにおける選挙と主権者教育」では、模擬選挙普及推進に取り組んでいる筆者が、2025年ドイツ連邦議会議員選挙に合わせた模擬選挙を4都市で視察したことを中心にドイツの実情が報告されています。そこでは、まず、ドイツ連邦議会議員選挙は満18歳以上が投票権を持ち、複数代表法で実施されること、選挙運動は表現の自由が重視され、物品配布も制約がないが、公的資金の透明性と公正なメディア利用が確保されていると紹介されています。

ドイツの主権者教育の理念と実践については、民主主義教育は、批判的思考力や多様性の尊重を重視し、社会科や政治教育で民主主義の原則や選挙制度などを学び、模擬選挙やボイテルスバッハ・コンセンサスにより、生徒の主体的な政治参加を促していることが紹介されています。

このボイテルスバッハ・コンセンサスとは、1976年にドイツの著名な政治教育研究者らがバーデン＝ヴュルテンベルク州レムス＝ムル郡ボイテルスバッハ（ドイツ語版）で議論し発表した、以下の3項目にまとめられる政治教育（独：Politische Bildung）の基本原則です。
(1) 教員は生徒を期待される見解をもって圧倒し、生徒が自らの判断を獲得するのを妨げてはならない。
(2) 学問と政治の世界において議論があることは、授業においても議論があることとして扱わなければならない。
(3) 生徒が自らの関心・利害に基づいて効果的に政治に参加できるよう、必要な能力の獲得が促されなければならない。

ドイツ連邦議会議員選挙に伴って、学校中心の「Junior Wah！」（1998～）と地域中心の「U18」（1996～）が模擬選挙を実施しているそうです。そこでは、中高生は労働、環境、移民問題に関心を示し、教員は民主主義教育に腐心しているようです。また、模擬選挙では公開討論会で小中学生が政治家と直接対話する機会を提供し、政治への理解を深める工夫ための実践がなされてようです。また、ドイツでは子どもの時期からそうした政治家との対話イベント、学校・地域プロジェクトなど、多様な市民参加方法が確立されており、若い世代も主権者としての自覚を持ちやすくなっています。さらに、移民への主権者教育も充実していることが報告されています。

著者は最後に、ドイツの選挙制度と主権者教育は民主主義を支え、市民の責任と社会関心を育み、情報の偏りや分断などの課題もあるが、民主主義土壤作りに取り組む姿勢は学ぶべきものとして評価しています。

3つの論文の紹介を受けて討議を行いました。フランスやドイツにおける主権者教育に比べて日本では、選挙権が18歳以上に変更された直後においては一時的に高校における「有権者」教育が高まった時期はあったが、その後はその高まりは続かず、その結果として中等教育を終えて主権者の一員となった若者の憲法についての基本的知識の欠如があると実感す

るという意見が出されました。また、フランスやドイツにおける実践的な主権者教育が幼少期から行われていることにも感心するとの意見もありました。

現在の日本の政治状況下での若者の選挙に対する動向にも主権者教育が大きく影響していることを考えるとその改革が望まれるところです。特集に日本の初等中等教育における主権者教育の実情を解説する内容があれば、読書会の議論がより深まったかもしれません。

(報告者：小早川義尚)

8. 『日本の科学者』の電子化に関するアンケート結果の報告

全国事務局から届いたアンケート依頼の文章の一部を抜粋します。

JSAのホームページ「会員専用」欄内に、月々のJJSを掲載することが可能になりました。この電子ジャーナル作成・利用の目的は、(1)支部事務局の実務量の軽減、(2)冊子体ジャーナルの印刷コストの削減（機関誌買取製作費を減らす）の2つになります。

そこで、各支部事務局で支部会員にアンケートを取っていただき、現在お手元にお送りしているJJSに替えて電子ジャーナルをご自分で閲覧することで「機関誌の配付を受ける」（会則第6条）対応としていただけるかどうかを把握してください。

電子ジャーナルでの機関誌の閲覧で良いとする回答が一定の数に達し、支部事務局で(1)の実務量の軽減になると判断できれば、電子ジャーナルでのJJSの閲覧と併せてその会員各位との繋がりの維持・強化を図る方法も示していただき、実行に移せるかどうかを判断したいと考えています。

上記依頼に伴い、福岡支部でもアンケートを実施しました。下記に返信頂いた41名の方の内訳を記します（1名の方は記載無し）。

- | | |
|-------------------|-------|
| ・電子化されたジャーナル閲覧を希望 | : 27名 |
| ・従来の冊子体の閲覧を希望 | : 13名 |

全国で協力できる項目

- | | |
|------------------------|------|
| 『日本の科学者』サポーター | : 5名 |
| 『日本の科学者』の査読 | : 5名 |
| 学際研究・市民科学発展プログラムのサポーター | : 5名 |

支部で協力可能な項目

- | | |
|----------------|-------|
| 支部のイベントの企画 | : 1名 |
| 支部で実施するイベントの講師 | : 5名 |
| 新たな研究会の立ち上げ | : 2名 |
| 既存の研究会や読書会への参加 | : 20名 |

日本の科学者 Vol.61 No.1 付録

- | | |
|--|------|
| 支部ニュースへの寄稿 | : 6名 |
| 事務的な作業（支部ニュースや会誌の配達、ホームページの維持管理など）への協力 | : 3名 |

アンケートへのご協力、ありがとうございました。記載頂いた内容によって連絡が届くことがあるかもしれません。その際はよろしくお願いします。

(支部幹事：中野)